

2021年（令和3年）6月21日

保護者の皆様

福山市保健福祉局ネウボラ推進部
保 育 指 導 課
施 設 指 導 担 当 課 長

福山市立学校における「緊急事態宣言」解除後の取組に伴う
放課後児童クラブの対応について（お願い）

このたび広島県が新型コロナウイルス感染拡大防止のための対処方針を改正し、「感染拡大防止に向けたステージ」を「ステージⅣ」から「ステージⅢ」に変更しました。

これにより、学校では、文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」の行動基準を「レベル2」に引き下げ、児童生徒の感染拡大防止対策を実施されることとなりましたが、登校については、これまでと同様に、本人又は同居の家族に風邪症状が見られる場合には、自宅で休養することを徹底し、登校させないよう、保護者の皆様をお願いをされています。

については、放課後児童クラブにおいても、学校と同様の取組といたしますので、引き続きの御理解と御協力をお願いします。

【放課後児童クラブ利用時のお願い】

- ア 児童が学校に持参する「健康観察カード」を、クラブの来会時にお見せください。「健康観察カード」がない場合は、来会時に当日の健康状態を確認させていただきます。
- イ 児童本人に発熱等の風邪の症状（咳、鼻汁、のどの痛み、頭痛、腹痛等）がみられる場合は、自宅で休養させることを徹底してください。
また、同居の家族に風邪症状がみられる場合も、学校同様にクラブの利用は控えてください。
- ウ 身近な方に感染者や濃厚接触者が発生した場合は、利用されているクラブに連絡してください。

問合せ先	保育指導課 児童クラブ担当	電話	084-928-1114
------	---------------	----	--------------